

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	中東地域外交				番号	⑤	(千円)						
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額			8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	経済協力に係る中東地域外交に必要な経費			47,513			47,904			
	一般	外務本省	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費			123,146			155,731			
	一般	在外公館	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費			5,130			11,296			
	小 計				一般会計		175,789			214,931			
					<		> の内数	<		> の内数			
				特別会計									
					<		> の内数	<		> の内数			
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの													
	小 計				一般会計								
						<		> の内数	<		> の内数		
				特別会計									
					<		> の内数	<		> の内数			
合 計					一般会計		175,789			214,931			
						<		> の内数	<		> の内数		
					特別会計								
						<		> の内数	<		> の内数		

施策 I-5 中東地域外交

令和 5 年度政策評価書

(外務省 4-I-5)

施策名 (※)	中東地域外交					
施策目標	多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和と安定及び経済的発展を支え、資源の安全供給を確保するとともに、中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。 1 湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア、リビア、イラン、アフガニスタン、イラク及びイエメンの安定等を始めとした地域の諸課題に対し、緊張緩和のための外交努力や政治対話、人道・開発支援を強化することで地域の安定化に貢献する。 2 要人往来の強化を通じ、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、産油・産ガス国（特に、イラン、湾岸協力理事会(GCC)諸国）を始めとする中東・北アフリカ諸国からの資源の安定供給を確保しつつ、各国の経済・社会改革を後押しし、経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。					
施 策 の 予 算 額・執行額等 (分担金・拠 出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	129	131	150	128
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	129	131	150	
執行額(百万円)		13	35	109		
同 (分担金・拠 出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	66	67	64	63
		補正予算(b)	203	66	187	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	269	133	251	
執行額(百万円)		269	133	251		

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注 1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和 2・3・4 年度目標の達成状況 (注 2)	個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ	
		* 1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	b
		* 1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展	b
		* 1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し	b
		* 1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援	b
		1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	b
		1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD 等)	b
		個別分野 2 中東諸国との関係の強化	
		* 2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化	b
		* 2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化	b
		2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施	b
		2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)	b

	2－5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数	b
	2－6 経済条約の締結数	c

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和2・3・4年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・個別分野1について、「アラブの冬」に対する支援は外交上の重要性はもちろん、エネルギー危機のなかその重要性も急増している。先方への支援のみならず、日本国内へのPRも追及していただきたい。 ・中東地域ではアブラハム合意に見られるイスラエルとアラブ諸国の関係改善、中国の仲介によるサウジアラビア・イランの外交関係再開など、新しい動きもみられる。こうした中で、日本外交が何を目標として中東外交を展開すべきか、「個別分野1」の項目についての見直しを検討してよい。 ・測定指標1－1は中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果とあるが、施策目標はイスラエル・パレスチナ問題への働きかけである。測定指標1－2はイラク・アフガニスタンの復興の進展とされているが、施策目標は日本からのイラク・アフガニスタンへの働きかけや支援が中心である。さらに、測定指標1－4は中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援であるが、中身はシリアやイエメンなどに対する人道支援が中心である。外交的に明確に書けない理由があるのかもしれないが、施策の達成度を測るために設定される測定指標は中身を適切に示さなければ、誤解を受けてしまうケースも考えられる。 ・イスラエルとパレスチナの問題に対する日本の積極的な取り組みを示し、またパレスチナの経済的自立のための支援活動についても詳細に報告されており、具体的な行動を伴っていることが評価できる。しかし、実施したプログラムや提供した支援の具体的な成果や影響についての施策ごとの評価が不足している。ガザ地区の人道状況に対する対策としての緊急無償資金協力についても、その資金がどのように使用され、どのような影響を与えたのかについての記述が必要であり、この点についての加筆が課題となるであろう。 ・アフガニスタンでは駐留米軍の撤収と、タリバーンの政権奪還を受けて、社会秩序の変動や人権状況が危惧される状況が続いている。国際機関等と連携しながら、食糧、保健、教育分野の支援が強化されたことは評価できるが、治安状況等の改善がみられればオンライン協力を拡充することを期待する。 ・個別分野2の測定指標2－6は「c」と判定されているが、経済条約の締結数が目標達成できなかったことがその理由であるようである。他方、「中東・北アフリカ諸国とは、商習慣や文化的・社会的慣習の違いに留意しながらEPA、社会保障協定、投資協定等の様々な形式で経済関係を強化するための協定締結に向けた協議が着実に実施されており、要人往来等の機会を捉え署名に至っている。締結数ゼロの年度であっても、協議そのものは締結すなわち目標の達成に向けて着実に進められている。」とのことであり、十分な外交的努力は払われているということである。今後の成果に期待する。
------------------------	--

担当部局名	中東アフリカ局	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	---------	----------	--------

個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

- 1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向けた関係者への働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
- 2 イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
- 3 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
- 4 シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
- 5 これらの政策目的に応じて、適時適切に関連する国際機関と連携していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・第 208 回国会衆議院外務委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 2 月 25 日）
- ・第 208 回国会参議院外交防衛委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 3 日）
- ・第 208 回国会衆議院安全保障委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 1 日）

測定指標 1－1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 *

中期目標（--年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、関係者間の信頼醸成措置及び対パレスチナ支援を実施する。

令和 2 年度目標

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ
要人往来を通じ、イスラエル・パレスチナを含む関係国要人に対し、イスラエル・パレスチナ間の対話の再開等に向けた働きかけを行う。
- 2 当事者間の信頼醸成のための支援
イスラエル・パレスチナを含めた関係者間の信頼醸成を促進するため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）閣僚会合を見据え、高級実務者会合を東京で開催する等、適切に準備を進める。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」を含めた対パレスチナ支援を行う。
なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ
令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来が皆無であったが、首脳レベルから実務レベルに至るまで電話会談やオンライン会談を積極的に活用して働きかけを実施した。例えば、12 月、菅総理大臣就任に際してのネタニヤフ首相との電話会談において、「賢明かつ柔軟な対応に期待する」旨述べた。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。また、鈴木外務副大臣が、6 月にテレビ会議形式にて開催された「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合」に出席し、中東和平に関する日本の立場を発信した。
- 2 当事者間の信頼醸成のための支援
CEAPAD に関しては、高級実務者会合（SOM）の対面での会合開催が困難だったことから、実務レベル（課長レベル）のオンライン会合を 2 回主催した。さらにイスラエル・パレスチナ含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出のための JAIP 専用道路に関する三者（イスラエル・パレスチナ及び日本）協議を約 1 年 1 か月ぶりに実施できた。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
ジェリコ農産加工団地（JAIP）を始めとする各種支援を継続するとともに、新型コロナに際して、10 月以降、新たに約 4,000 万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区及び西岸地

区に所在する初等・中等学校 10 校の新設及び教育機材(実験機材等)の整備案件、パレスチナ自治区及び難民キャンプのインフラ整備を可能とするための財政支援が含まれる。

令和 3 年度目標

1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け

米国の政権交代を契機として当事者間の関係改善の動きが見られるところ、この機運を当事者間の交渉再開につなげるべく、要人往来や電話会談等あらゆる機会を捉えて働き掛けを行う。

2 当事者間の信頼醸成のための取組

令和 2 年度に開催できなかった CEAPAD 高級実務者会合等の開催を目指すとともに、上記の専用道路に関する三者協議に続き、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者（イスラエル・パレスチナ、ヨルダン及び日本）協議を開催する等、信頼醸成のための取組に一層注力する。

3 パレスチナの経済的自立のための支援

関係国、国際機関等と連携しつつ、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」を含めた対パレスチナ支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け

令和 3 年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来は難しい環境が継続した。そのような中でも、5 月にイスラエルとパレスチナ武装勢力との間で大規模な衝突が発生した際には、事態沈静化に向けた働きかけを東京及び現地ベースでイスラエル・パレスチナ双方に実施するとともに、停戦発表直後には、イスラエル及びパレスチナを含む関係各国等と外相電話会談を実施し、停戦の維持を働きかけた。8 月には、茂木外務大臣が中東を歴訪し、大臣から直接先方首脳・外相に対し、「イスラエル・パレスチナ双方が緊張緩和と信頼回復に向けて具体的措置を講じることを期待する」旨を伝えた。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。また、本田外務大臣政務官が、11 月に開催された「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合」にビデオ・メッセージで出席し、中東和平に関する日本の立場を発信した。

2 当事者間の信頼醸成のための取組

CEAPAD に関しては、3 年度も開催に至らなかったが、令和 4 年 3 月、中東和平に関するカルテット（米、露、EU、国連）事務局と CEAPAD 諸国とのオンライン企業間取引（B2B）イベントを実施した。さらにイスラエル・パレスチナを含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出促進のためのジェリコ農産加工団地（JAIP）専用道路に関する三者（イスラエル・パレスチナ及び日本）協議を 2 回開催することができた。「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者協議は関係各国・地域間の調整がつかず開催に至らなかった。

3 パレスチナの経済的自立のための支援

イスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突により大きな被害を受けたガザ地区に対する緊急無償資金協力を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策、ジャパンプラットフォームによる対ガザ地区人道支援、難民向け食料支援、「経済社会開発計画」を通じて燃料支援等総額約 3,200 万ドルの支援を行った。また、「平和と繁栄の回廊」構想旗艦プロジェクトの JAIP を始めとする各種支援を継続し、8 月に茂木大臣の出席を得て、パレスチナ・ビジネス繁栄センターの開所式、並びに、「観光回廊」構想の一環として、ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター開所式を実施した。12 月以降、UNRWA、UNMAS、UNDP、UN Women、IPPF、UNESCO を通じて、新たに約 2,000 万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区における不発弾対策、医療機関の太陽光発電、パレスチナ難民キャンプでの医療・保健、家屋再建支援が含まれる。

令和 4 年度目標

1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け

イスラエルの政権交代を契機に、イスラエル・パレスチナ閣僚間の接触等、関係改善の動きも一部に見られるところ、この機運を当事者間の交渉再開につなげるべく、要人往来や電話会談等あらゆる機会を捉えて働き掛けを行う。

2 当事者間の信頼醸成のための取組

5 月の衝突を受けたイスラエル・パレスチナ間の関係悪化もあり令和 3 年度に実現しなかった CEAPAD 高級実務者会合等の開催を目指すとともに、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者（イスラエ

ル・パレスチナ、ヨルダン及び日本）協議や、イスラエル政府関係者の JAIP 訪問を実施する等、信頼醸成のための取組に一層注力する。

3 パレスチナの経済的自立のための支援

関係国、国際機関等と連携しつつ、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」や、同構想の「観光回廊」構想を含めた対パレスチナ支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来は難しい環境が継続した。そのような中でも、8月に上村日本国政府代表（中東和平担当特使）をイスラエル・パレスチナ及びヨルダンに派遣し、平穏の維持と対話の再開に向けた働きかけを双方に実施した。令和5年1月以降、イスラエルとパレスチナの間で暴力の応酬が再び激しくなっており、2月には、高木外務大臣政務官がイスラエル及びパレスチナを訪問し、直接パレスチナのアッバース大統領に対し、「現下、イスラエル・パレスチナ間で緊張が高まっており、衝突や暴力により多くの死傷者が出ていることに深刻な懸念を表明」し、「日本は「二国家解決」を支持しており、引き続き日本独自の取組を通じ双方の信頼醸成等へ貢献していく」旨を伝え、イスラエルのハネグビ国家安全保障会議（NSC）議長兼国家安全保障顧問に対し、「対話による解決に向けて、あらゆる一方的な措置を双方が控えるべきである」旨を指摘した。加えて、日・イスラエル外相電話会談（1月）、同首脳電話会談（2月、対首相、及び3月、対大統領）の機会を捉えても、働きかけを実施した。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。

2 当事者間の信頼醸成のための取組

CEAPAD に関しては、高級実務者会合の開催は、イスラエル・パレスチナをめぐる昨今の情勢もあり、過去2年度に続いて実現しなかったが、12月に実務レベル（課長レベル）のオンライン会合を開催した。さらにイスラエル・パレスチナを含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出促進のためのジェリコ農産加工団地（JAIP）専用道路に関する三者（イスラエル・パレスチナ及び日本）協議を2回開催することができ、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者物流協議を12月に開催した。その機会に、イスラエル政府関係者のジェリコ農産加工団地（JAIP）が実現した。また、令和5年1月にイスラエル・パレスチナ青年合同招へいを3年ぶりに実施し、イスラエルとパレスチナから各4名、計8名の若者に相互の信頼関係を構築する場を提供するとともに、日本の中東和平に向けた取組、外交政策、経済及び文化等についても広く理解を深めてもらう取組を行った。

3 パレスチナの経済的自立のための支援

4月にパレスチナのガザ地区における新型コロナウイルス感染症の流行や洪水被害などによって大きく悪化した人道状況を受け、同地区に対し、335万ドル（約3億6,180万円）の緊急無償資金協力を行った。また、「平和と繁栄の回廊」構想旗艦プロジェクトのJAIPを始めとする各種支援を継続した。12月には、UNRWA、FAO、ILO、ITC、UNDP、OQ、日本のNGO等を通じて、新たに約2,600万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区における漁業セクター支援、西岸地区の女性・若者への就労支援、ガザ地区でのIT分野での職業訓練・就労支援、ガザ地区での湿地帯の環境保全工事等が含まれる。

1月にガザ地区から教員7名を招へいし、学校訪問などを通して日本の平和教育や道徳教育について知見を共有した。

4 その他特記事項

4月、5月、令和5年1月、2月、3月にそれぞれイスラエルによる入植地拡大やイスラエル・パレスチナ情勢に関する外務報道官談話を発出し、我が国の立場を発信した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 *

中期目標（--年度）

1 イラク

イラクの国民融和、民生安定に資する取組を推進する。

2 アフガニスタン

アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進する。

令和2年度目標

1 イラク

- (1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。
- (2) 我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

- (1) 大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する支援を着実に実施するとともに、令和2年のドナー会合に向けて、国際社会とも協調しつつ、適切かつ効果的な我が国の支援策を検討する。
- (2) 我が方要人とアフガニスタン側要人との会談の際に、治安状況改善や汚職対策含むガバナンス改善のための取組について働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

- (1) 日本は、イラク政府自身による改革を支援する目的で10月に形成された主要ドナー国及び国際機関によって構成される「イラク経済コンタクトグループ」の一員として複数回の会合に参加し、イラク政府が策定した改革プロジェクトをイラク自身の手で着実に実施するための提言を行うとともに、イラク支援の在り方について議論した。令和3年1月には補正予算により、主に新型コロナ対策、国内避難民や帰還民支援、ISILからの解放地復興支援等に主眼を置いた国際機関を通じた約5,000万ドルの対イラク支援を決定した。
- (2) 令和2年1月にイラク国内で米国がイラン革命ガード・コッズ部隊司令官ほかを殺害したことで地域情勢の緊張が急激に高まったことや、新型コロナ感染症拡大の影響により、日本・イラク間の要人往来に制限があったが、5月にカーズィミー首相を首班とする新内閣が発足した際、安倍総理大臣から祝辞書簡を発出し、イラク政府が国民の幅広い信頼を得つつ、イラクが直面する現下の課題に取り組み、持続的な安定と発展を実現することへの期待を伝えた。

2 アフガニスタン

- (1) 現地の治安状況が引き続き予断できない状況にある中、国際機関等とも連携しつつ、我が国の対アフガン国別開発協力方針に沿って、治安、農業、保健（新型コロナ対策含む）、教育、インフラ分野等、同国の自立と安定に向けた可能な限りの支援を行った。
- (2) 11月にオンライン形式で開催された「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」において、ビデオ形式で出席した茂木外務大臣から、法の支配や汚職撲滅等に係るアフガン政府自身の努力を前提に、年間1.8億ドル規模の過去4年間と同水準の支援を、令和3（2021）年から令和6（2024）年まで維持するように努める方針を表明した。4年に1度となる同会合に向けての準備にあたっては、7月の高級実務者会合を始めとするアフガン政府及びドナー諸国・機関の対話の機会を通じて、国際協調を重視した。
- (3) 11月及び令和3年3月に実施した日・アフガン外相電話会談等の機会を捉え、アフガン側に治安確保や汚職対策等の着実な実施を働き掛けた。

令和3年度目標

1 イラク

- (1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。
- (2) 我が方要人とイラク側要人との接触の機会を活用して、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

- (1) 現地の治安状況や和平プロセスの状況を注視しつつ、令和2年11月の「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」で表明した支援方針に沿って、国際機関等とも連携しながら、アフガニスタンの自立と安定に向けた支援の実施を継続する。
- (2) 「アフガニスタン・パートナーシップ枠組み（AFP）」に基づき、支援実施のためのアフガン政府による取組が達成されるよう、関連ドナーとともに調整に努める。我が方要人とアフガン側要人との会談等の機会に、汚職対策含むガバナンス改革等の取組について働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

(1) 8月、日本によるイラクのガバナンス強化の一環として、第5回国民議会選挙に必要な生体認証登録用のサーバー等の機材や投票所における新型コロナウイルス感染症対策用品の供与を決定した。また、10月の第5回国民議会選挙に際して、イラク側からの要請を受け、在イラク臨時代理大使を団長として選挙監視活動を実施した。同選挙は概ね平穏に執り行われた。

8月には、茂木外務大臣が日本の外相として15年ぶりにイラクを訪問し、フセイン外相との会談において、イラク南部のバスラ製油所の精製技術向上のため最大327億円の円借款を供与する方針を伝達した。これにより、イラクでの高品質石油製品の生産性向上が期待され、ガソリンの国内需要量の約15%を新たに自国でまかなえるようになることが見込まれるなど、イラク最大の基幹産業である石油セクターの復興を通じたイラク経済の活性化への貢献が期待される。また、国際的な環境基準に合致する高品質の石油製品を生産することによって、環境負荷の低減や関連技術等の移転を図り、イラクの経済・社会復興に寄与することが見込まれる。

(2) 8月、茂木外務大臣がイラク訪問時、フセイン外相との会談に加えて、カーズィミー首相及びサーレハ大統領との会談し、2003年以来一貫してイラクの国づくりを支援してきた日本はイラクの安定実現を重視し、今後も幅広い分野で両国関係を発展させていきたい旨述べた。また、カーズィミー首相との間では、イラクの治安改善のためには経済開発が重要であるとの考えのもと、イラクにおけるビジネス・投資環境整備についても意見交換を行った。

2 アフガニスタン

(1) 4月末に開始したアフガニスタン駐留米軍の撤収に伴い、タリバーンが攻勢を強め、8月には首都カブールがタリバーンにより陥落し、日本大使館は国外退避した。こうした状況を受けて、アフガニスタン及び周辺国において高まる人道ニーズに対し、国連は緊急アピールを発出し、日本政府は10月に6,500万ドルの支援（国際機関経由）を決定した。この結果、令和3年（暦年）の支援実績は2億ドルに達し、令和2年11月の「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」において茂木外務大臣から表明した年間1億8,000万ドル規模の支援水準を達成した。更に、12月に成立した令和3年度補正予算において、アフガニスタンの人道危機への対処のため、同国及び周辺国に対し、1億900万ドルの追加的支援（国際機関経由）を決定した。

(2) 5月以降のアフガニスタン国内での戦闘激化及び8月のタリバーンによるカブール制圧に伴うガーニ政権崩壊を受けて、「アフガニスタン・パートナーシップ枠組み（AFP）」に基づく支援は、当初想定したとおりの実施はできなかった。

一方、タリバーンに対して、上村司政府代表や岡田隆駐アフガニスタン大使から、全てのアフガニスタン人の生命・財産の保護と社会秩序の回復、希望者の安全な出国、人権（特に女性・少数派）の尊重、人道アクセスの確保、テロとの決別等を累次にわたり働きかけた。

(3) 8月以降の現地情勢の悪化を受け、日本として、アフガニスタン情勢をめぐり、首脳・外相を含め、G7、G20、国連主催人道会合を始め様々な国際会議に積極的に参加し、上述の日本の支援やタリバーンへの立場等について発信するとともに、退避オペレーション、人道危機の回避、タリバーンとの関与等において国際社会が連携して対応する重要性を確認した。

令和4年度目標

1 イラク

(1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。

(2) 第5回国民議会選挙の結果を受けた新政権の発足後、我が方要人とイラク側要人との接触の機会を活用して、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と発展を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

(1) 現地の人道状況、タリバーンの行動、他ドナーの動向等を踏まえつつ、国際機関等と連携しながら、令和4年3月の「アフガニスタンに関するハイレベル・プレッジング会合」で林外務大臣から1.09億ドルの支援（令和3年度補正予算）を行うことを決定した旨述べたことに照らし、アフガニスタンの国民が裨益する支援の実施を継続する。

(2) アフガニスタンの平和と安定に向け、引き続きタリバーンに対し、アフガニスタン人の自由な出入国、基本的人権の尊重（女性の教育・就労の権利等）、包摂的な政治体制の構築等を働きかける。その際、G7や地域諸国を含む関係国と適切に連携するとともに、治安状況が許せばカブール現地に出張しタリバーン幹部に対し直接働き掛けることも念頭に置く。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

(1) イラク政府自身による改革を支援する目的で令和2年に形成された主要ドナー国及び国際機関によって構成される「イラク経済コンタクトグループ(IECG)」において、日本は7月から英国とともに共同議長国を務め、イラク支援の在り方に関する議論を主導した。12月には、補正予算により、国内避難民や帰還民支援等に主眼を置いた国際機関を通じた約2,550万ドルの対イラク支援を決定した。

11月には高木外務大臣政務官がイラク南部のバスラ県を訪問し、日本の対イラク支援の象徴的な円借款案件である「ハルサ火力発電所改修計画」及び「バスラ上水道整備計画」の完工式に出席した。これらは、国民生活の基盤である電力や飲料水の安定供給に貢献するものである。また、同訪問中に視察を行った「バスラ製油所改良計画」については、12月に円借款の供与(供与限度額1,200億円)に関する交換公文の署名及び書簡の交換が行われた。

また、イラクの復興や開発を進める上で人材育成は不可欠であるという観点から、JICAによる次の2件の本邦研修を実施した。12月には、技術協力プロジェクト「持続可能な都市づくりに向けたエルビル都市開発マスタープラン更新プロジェクト」の一環として、日本の都市開発、観光政策、自然災害対策、廃棄物管理等の知見を深めるため、クルディスタン地域政府の自治観光大臣が訪日した。令和5年3月には、「知見共有セミナー」に、イラクの国会議員4名を訪日招聘した。本セミナーは今回で10回目となり、異なる宗派・民族に属する国会議員等を中心としたイラク人を招聘し、日本の戦後復興、教育、産業人材育成等の知見と経験を共有することでイラクの国づくりに貢献するものである。

(2) 令和3年の第5回国民議会選挙から1年余りを経て、10月27日にスーダーニー首相を首班とする新内閣が発足した。その直後の11月に高木外務大臣政務官がイラクの首都バグダッド及び南部のバスラ県を訪問し、新政府にとって最初の外国賓客として、スーダーニー首相及び主要3閣僚と会談した。スーダーニー首相との会談では、高木政務官から、新政権が経済改革や治安状況の改善に取り組むことを期待する旨を述べるとともに、引き続き官民を挙げてイラクの発展を支援したい旨を表明し、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と発展を推し進めていくことの重要性を働きかけた。これに対してスーダーニー首相からは、長年にわたる日本からの支援に対する謝意を述べた上で、新政権としてイラクの安定と安全を強化して経済改革を推進する方針を強調しつつ、日本との関係を発展させていきたい旨の発言があった。

2 アフガニスタン

(1) 令和3年度のタリバーンによる首都カブール制圧後、タリバーンの実効支配が続く中、令和4年度は国際機関等と連携しながら、アフガニスタン及び周辺国に対し、1.86億ドル以上の支援を実施した。主に国連機関を通じて、食料配布、保健、教育等の分野における支援を提供し、アフガニスタンの人々の基本的ニーズを含む人道上の要請に応え、飢饉や難民発生を抑止に貢献した。また、イラン、トルコといった周辺国へのアフガニスタン難民に係る支援を通じ、地域の安定化に寄与した。国連機関や他の主要ドナーとは、首都、現地、第三国での対面協議やオンライン会合を頻繁に実施し、今後の支援のガイドライン策定等に向けて協調した。

(2) 令和4年度中、タリバーンは、女子高等教育の停止や国内・国際NGOにおける女性職員の勤務の禁止など、特に女性の権利を制限する保守的な決定を相次いで実施したため、我が国は、国際社会と緊密に連携し、タリバーンの人権制限的な決定をあらゆる機会を捉えて非難し、撤回を求めた。具体的には、岡田在アフガニスタン大使が定期的にカブールを訪れ外交活動を行う体制を取りつつ、タリバーン幹部と総計40回を超える直接会談を行うことで、タリバーンに対し、基本的人権の尊重(女性の教育・就労の権利等)、包摂的な政治体制の構築等を求める直接的な働きかけを継続した。なお、令和5年1月より日本は安保理非常任理事国となり、アフガニスタン問題においては(UAEとともに)ペンホルダーの役割を担った。令和5年3月17日が期限とされた国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)のマンデートについて、関係各国との調整を行い、1年間の更新決議が全会一致で承認された。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し *

中期目標（一年度）

イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

令和2年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン及び関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築につとめる。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳電話会談（5月）や外相電話会談（10月、令和3年3月）等ハイレベルでの対話を通じて、イランに対して中東地域の緊張緩和と情勢安定化に向けた働き掛けを行うとともに、米、英、仏、独といった関係諸国や湾岸諸国との継続的な協議を通じて外交努力を継続した。
- 2 中東地域でいち早く新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われたイランに対して、国際機関を通じて新型コロナウイルス対策のための支援を行った。また、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されるモメンタムを活用し、両国のスポーツ交流の拡大を目的とした協力覚書（MOC）に署名した。

令和3年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、バイデン政権の下での米国及びイラン並びに関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月以降、米国及びイラン双方による核合意への復帰に向けた協議が、欧州連合（EU）等の仲介によりウィーンで断続的に行われてきたが、我が国は、米国と同盟関係にあると同時にイランと長年良好な関係を維持してきた立場から、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化に向けた独自の外交努力を行った。具体的には、8月、茂木外務大臣がイランを訪問し、ライースィ大統領をはじめとするイラン側要人に対して、イランが早期の核合意復帰にむけて建設的に取り組むよう求めた。その後も、首脳電話会談（令和4年2月）や外相電話会談（12月、令和4年2月）を実施した。また、米、英、仏、独といった関係諸国や湾岸諸国との継続的な協議を通じて外交努力を継続した。
- 2 イランにおける新型コロナウイルス感染拡大の防止に寄与するために、日本国内で製造したワクチン約360万回分を供与した。また、アフガニスタンの人道危機に対処するため、同国及び周辺国に対して実施された支援の一環として、イランに対しても国際機関を通じた支援を実施した。加えて、8月に税関当局間において、社会悪物品の密輸防止、知的財産侵害物品の水際取締等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続きの簡素化・調和化等について協力することを定めた日・イラン税関相互支援協定に署名した。

令和4年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン並びに関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築に努める。

試策の進捗状況・実績

- 1 米国とイランによるイラン核合意への復帰に向けた協議が令和3年以降断続的に継続する中、米国との同盟関係及びイランとの伝統的友好関係を活用し、協議の進展に向けた外交努力を粘り強く展開した。とりわけ、9月、ニューヨークにおいて、岸田総理大臣とライースィ・イラン大統領との間で初めてとなる対面での日・イラン首脳会談を実施し、岸田総理大臣から、日本として核合意を一貫して支持してきており、関係国による核合意への早期復帰を期待する旨表明した。また、林外務大臣から9月に訪日したオウジ石油大臣に対し、同様の期待を表明するなど、イラン核合意への早期復帰を働きかけた。

また、ロシアによるウクライナ侵略が継続する中、イラン製ドローンによるとされるロシアの攻撃により、ウクライナ各地において多くの市民が犠牲になったことを受け、上記首脳会談を含むあらゆる機会を捉え、ウクライナ情勢についても意見交換を行い、地域・国際社会の平和と安定に向けイランが建設的な役割を果たすよう求めた。更に、G 7 会合や個別のバイ会談等の機会を通じて、イランを巡る情勢への対応について欧米諸国や中東地域諸国と緊密に連携を行った。

令和 4 年秋から、マフサー・アミーニ女史の死に端を発し、イラン国内の人権状況が著しく悪化した。これを受けて、我が国は、国連人権理事会等におけるイランの人権状況を非難する決議や、国連女性の地位委員会からのイランの除名決議等のマルチの場において、関係国と連携・調整しつつ、決議に賛成票を投じつつ、また、あらゆるレベルでのイランとのバイの文脈においても、イランに対して人権状況の改善を求めた。

- 2 9 月、日・イラン首脳会談においては、更なる二国間関係の拡大についても議論した。また、9 月の安倍元総理国葬の際には、オウジ・イラン石油大臣が訪日し、林外務大臣や西村経済産業大臣との会談を実施した。これらのハイレベルでの交流を通じて、イランを巡る諸問題について議論を行うと同時に、様々な分野での両国の関係の維持を確認した。また、イラン国内で問題となっている環境問題の解決に向けた無償資金協力を実施する他、イラン国内アフガン難民の支援を行った。さらに、10、11 月及び令和 5 年 2 月にイラン経済のキャピタルを目的としたイラン企業関係者向け研修を行った。令和 5 年 1 月のテヘランにおける領事当局間協議の開催等事務方レベルでの協議も実施し、領事分野における問題解決に向けた議論を実施した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 1－4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *

中期目標（--年度）

中東・北アフリカ諸国の安定化のため、社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

令和 2 年度目標

シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

令和 2 年度は、シリア・イラク及び周辺国に対し、国際機関や NGO を通じて 2 億 3,000 万ドル以上の支援を実施した。この支援の中には、新型コロナウイルス感染症対策や、同感染拡大によって影響を受けた社会経済への影響の緩和に資する支援を始め、越冬支援や水・衛生・保健分野、食糧安全保障に資する支援が含まれる。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策や、同感染拡大によって影響を受けた社会経済への影響緩和に資する支援として、令和 2（2020）年中の約 3,900 万ドルの支援の実施に加え、令和 3 年 1 月に総額約 1 億 7,000 万ドル以上の新規支援を決定した。また、シリア国内に対する支援として、12 月、北西部を中心に、越冬支援や水・衛生・保健分野に対する支援として総額 7,200 万ドルの緊急人道支援を決定したことに加え、国際機関との連携の下、医療施設や上下水道の修復を通じた安定的な医療・母子保健・水・衛生サービスの供給、また灌漑施設や製パン工場の修復等を通じた食料安全保障・市民の生計向上を図るべく、北東部ハサケ県やダマスカス郊外県東グータ地区において総額 1,900 万ドル規模の無償資金協力を実施した。

令和 3 年度目標

シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

令和 3 年度は、シリア及び周辺国に対し、国際機関や NGO を通じ 8,800 万ドル以上の支援を実施した。新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るい、とりわけ社会インフラが必ずしも頑丈で

ない同地域においては、同感染症拡大による社会・経済的な損失が続いた。こうした状況に対して、食料、水、医療・保健といった人道支援から、教育支援・職業支援などの中長期的な人道支援・レジリエンス支援を行った。

具体的には、国際機関との綿密な連携を続けて、ダマスカス郊外及びアレppoにおいて、戦闘で損壊した校舎の修復及び教育の質向上のための教師への研修を行う支援として 650 万ドルの無償資金協力を、またラッカ及びデリゾールにおいては、最も脆弱な世帯やコミュニティに対し、灌漑システムの復旧、農業機材の供与、農地へのアクセスに関する地雷リスク回避教育、農業以外の収入を得るための生計支援として 900 万ドルの無償資金協力を実施した。

また、紛争開始から 7 年以上が経過し「世界最悪の人道危機」に直面し、人口（約 3,000 万人）の約 8 割が何らかの支援を必要としているイエメンに対し、特に人道支援のニーズが高い、教育、食料、医療、難民支援等の分野において、国連食糧農業基金（FAO）を通じ、合計約 3,000 万ドルの人道支援を実施した。具体的には、食料危機に対応するため、国際機関と連携し、イエメンにおける国内避難民及びホストコミュニティに対する農牧畜生計支援として、約 700 万ドルの無償資金協力を実施し、イエメンの子どもに対する教育支援として、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）と連携し、約 600 万ドルの教育支援を実施した。

令和 4 年度目標

引き続き、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。ただし令和 4 年度においては、原油価格や食糧価格の高騰が見込まれ、資源に乏しい国・地域での人道状況の更なる悪化の危険性もある。については、機動的かつ効果的な緊急支援も視野に入れつつ、同地域の自立の促進支援を適時適切に国際機関等との連携を図って実施していく。

施策の進捗状況・実績

令和 4 年度は、シリア及び周辺国に対し、国際機関や NGO を通じ 1 億 3,400 万ドル以上の支援を実施した。新型コロナウイルス感染症による社会・経済的な損失に加え、ロシアによるウクライナ侵略を原因とする食料等の著しい物価高騰の煽りを受けた状況に対して、食料、水、医療・保健といった人道支援から、教育支援・職業支援などの中長期的な支援・レジリエンスの構築支援を行った。具体的には、国際機関との綿密な連携を続け、WFP や UNRWA を通じた食料支援を行ったほか、ホムスにおいて、病院修復や機材供与を通じた約 1,000 万ドルの保健システム強化支援を実施した。

また、令和 5 年 2 月 6 日に発生したトルコ南東部を震源とする地震によりシリア国内で甚大な被害が生じことを受けて、JICA を通じたテント、毛布等の緊急援助物資の供与や、約 1,850 万ドルの緊急人道支援を実施した。具体的には、国際機関（WFP、UNICEF、ICRC、UNHCR、IOM、IFRC、UNDP 等）、日本の NGO 及びシリア復興信託基金（SRTF）を通じ、食料、一時的避難施設、水・衛生、子どもの保護、保健・医療、がれき除去等の分野で支援を行った。

紛争開始から 8 年以上が経過し「世界最悪の人道危機」に直面し、人口（約 3,000 万人）の約 8 割が何らかの支援を必要としているイエメンに対し、国際機関等を経由し、総額約 3,800 万ドルの人道支援を実施した。具体的には、ウクライナ情勢を受けた食料価格の高騰等の影響により、イエメンにおける人道状況の一層の悪化が懸念される中、4 月に国連の仲介による約 6 年ぶりのイエメン全土での停戦及び大統領指導評議会の設立を含む政府の改革を始め、過去数年間で最も注目すべき和平実現に向けた新たな機運が生まれたことを受け、5 月にイエメンにおける緊急の人道ニーズに対応すると同時に、国連の仲介努力によって実現した停戦合意を支えるための取組の一環として、WFP を通じた約 1,000 万ドルの緊急食料支援（緊急無償資金協力）を実施した。さらに、長期的視点に基づき、暫定首都アデン港の機能強化（無償資金協力（UNDP 連携））及び政府職員に対する JICA 本邦研修等を通じて、イエメン正統政府向けに経済開発支援も実施した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 1－5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数								
(我が国及び相手国とも政	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・3・4 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	

務レベル以上 (我が国政府代表は含まず)	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	0 (首脳・外相間の電話会談等は3回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	3 (首脳・外相間の電話会談等は4回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	3 (首脳・外相間の電話会談等は2回)	b
-------------------------	---	--	------------------------	--	------------------------	--	------------------------	---

測定指標 1－6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD 等)								
	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	4	5	4	3	4	4	

評価結果(個別分野 1)
施策の分析 【測定指標 1－1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 ＊】 過去3年間においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、日本とイスラエル及びパレスチナとの間の要人往来が著しく制約され、パレスチナ支援の実施にも大きな影響が出た。イスラエルとの間では、首脳間の電話会談を4回、外相間の電話会談を5回実施した他、令和4年の安倍元総理国葬儀に際してハムダッラー・パレスチナ前首相がアッバース大統領の名代として訪日し、岸田総理と会談した。これに加え、「平和と繁栄の回廊」構想は、JAIP 三者協議等の実務レベルの会合、CEAPAD は高級実務者会合の開催には至らなかったが、事務レベル・オンライン会合を開催し、我が国独自のイニシアティブについて確かな前進を見ることができた。 現時点で当事者間の交渉再開には至っていないものの、継続的にハイレベルから我が国の立場を伝達、働きかけをするとともに、信頼醸成措置によって将来の交渉再開の土台づくりに貢献している。我が国によるこれまでの息の長い支援や、中立的な外交の積み重ねによって得られた我が国に対する信頼が功を奏していると考えられる。 (令和2・3・4年度：中東和平に向けた働きかけ(達成手段①)、令和2年度：ガザ教員招へい(達成手段③)) 【測定指標 1－2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 ＊】 1 イラク (1) 令和3年8月、イラク全土において同年10月に予定されていた国民議会選挙支援のため、イラクに対する「選挙支援計画」として UNDP を通じて、供与限度額 2.16 億円を供与し、独立高等選挙委員会に対し、生体認証登録用のサーバーなどの機材や投票所における新型コロナウイルス感染症対策用の物品を提供した。これにより、国民議会選挙が円滑に行われ、ひいてはイラクの政治的安定に繋がる意義の高い支援となったと考えられる。 (2) 令和3年度より、日・イラク間での要人往来が再開した。令和3年8月には、日本の外務大臣として茂木外務大臣が15年ぶりにイラクを訪問し、サーレハ大統領、カーズィミー首相、フセイン外相と会談を行い、日本がイラク政府の改革への取組を評価し、日本も国際社会と共にイラクの改革努力を支えていく旨を直接伝達することができたことは有意義であり、サーレハ大統領に対し、対イラク円借款「バスラ製油所改良計画(第三期)」(供与限度額 327 億円)を供与する方針を伝達し、日本が引き続きイラクの復興の進展を支援していく姿勢を示す上で重要な機会となった。 (3) 令和4年11月、高木政務官がイラク新政府発足直後のタイミングでバグダッドと南部バスラ県

を訪問し、他国に先駆けて、スーダーニー新首相及び主要3閣僚との会談を実現することができたことは、二国間関係・協力の強化において、時宜を得た重要な成果を示すことができた。また、高木政務官は、円借款2件の完工式及び現場の視察を行い、イラク側から日本の支援に対する謝意と継続的な支援の要請を受け、新政府の日本に対する高い期待が示されたことは有意義であったほか、イラクの電力、水、石油分野に対する我が国の経済協力の実績を効果的に広報する良い機会ともなった。また、バグダッド国際見本市への高木政務官の出席は、イラク側と日本出展企業（17社）から大歓迎を受け、日本企業の活動を支援する絶好の機会となったとともに、人的交流の再開・強化の象徴的なイベントとなった。

（4）令和2年度、令和3年度、令和4年度と継続して、人道・安定化支援、難民・国内避難民の帰還支援、ISILからの解放地復興支援等を引き続き国際機関等も通じて実施し、イラクの復興に向けた取組を支える上で意義があった。

（令和2・3・4年度：中東地域（湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン）の平和と安定の実現に向けた外交努力（達成手段②））

2 アフガニスタン

（1）人道支援

令和2年～4年を通じて、我が国は、国際機関等と連携しながら、アフガニスタン及び周辺国に対し、5.64億ドル以上の支援を実施してきた。特に、令和3年8月に起きた政変以降、タリバーンによる人権抑圧的な施策、特に女性の教育や就労を制限する決定がなされてきたことを受け、ドナー間で支援のあり方につき再考を迫られたが、我が国として、事務方レベルのドナー間定期会合への参加、周辺国・主要ドナー国との局長級バイ会談、国際機関との緊密な意思疎通等を通じて、現地の人権状況やタリバーンの行動、他ドナーの動向等を把握しながら、対アフガニスタン支援を適切に実施してきた。アフガニスタンにおいては、令和4年12月時点で約2,000万人が食料不安に直面しており、うち600万人は飢餓の瀬戸際にあるとの報告もあるように、人道・経済状況は極めて厳しい状況にある中で、我が国がこのように適時適切に人道支援を積極的に継続してきたことは、アフガニスタン国民に直接的な支援の手を差し伸べることができたと言う意味で大変意味があったばかりでなく、地域の安定化にも大きく貢献したと評価できる。

（2）国際協調

タリバーンに対する働きかけについては、日本と同じく現地にプレゼンスを有するEUを始めとする関係国・地域との連携、ドーハ及び首都ベースでの各国との連携、国際会議等の参加に際する情報共有を踏まえ、タリバーンへの効果的な働きかけの仕方について検討を重ね、タリバーン幹部に対する現地における直接的な働きかけを複数回継続してきており、これは他国と比較してもトップレベルの実績となった。また、関係各国との共同声明発出等を通じ、タリバーンに対する間接的な働きかけも粘り強く継続し、国際社会と連携を強めたことは意義が高い。日本はカブールにプレゼンスを有する数少ない主要ドナー国として情報提供を行いつつ、また、G7議長国や（令和5年1月より）国連安保理のペンホルダーを担いつつ、国連機関や、地域諸国、またイスラム諸国との関係性の構築に貢献してきた。ウクライナ情勢を機に国際的な合意形成が困難になる中、UNAMAのマンデートを全会一致で更新できたことは大きな成果である。

（令和2・3・4年度：中東地域（湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン）の平和と安定の実現に向けた外交努力（達成手段②））

【測定指標1－3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し ＊】

イランをめぐる国際情勢が変化する中で、国際不拡散体制の強化と中東地域の安定化に資するイラン核合意を支持する立場から、イラン核合意の復帰を通じた緊張緩和と情勢安定化を得るべく、令和2年度～4年度の間、毎年、ハイレベルでの会談（首脳会談3回、外相会談4回。なお、コロナ禍の中では電話会談。）を通じて、ハイレベルでの外交努力を継続した。特に、令和3年8月にイラン新政権が発足した直後に、茂木外務大臣がイランを訪問し、主要先進国及びアジアの外国要人として初めて、イラン大統領をはじめとした新政権の要人と友好関係を築き、イランを巡る情勢をはじめとした様々な議論ができたことは有意義であった。また、イラン以外の核合意当事国や地域諸国ともイランを巡る情勢の改善に向けて議論し、G7を始めとした国際社会において緊密に連携できたことは重要である。

また、ウクライナ情勢やイラン国内の人権状況悪化等イランを巡る厳しい情勢が継続し、イランに対して国際社会から厳しい目が向けられている中、イランと伝統的友好関係を有する日本として、中東地域及び国際社会における更なる不安定化を招かないよう、イランと国際社会との信頼醸成を後押しすべく、イランに状況の改善を働きかけると同時に、国際社会においても積極的にイラン情勢につ

いて議論できたことは重要である。

さらに、イランと率直な意見交換を行うことが重要であるため、重層的で良好な二国間関係の維持に努めてきた。この観点から、コロナ禍においては、令和3年7月に約291万回分、令和4年1月に約70万回分、同4月に約70万回分の計約431万回分の日本で生産された新型コロナウイルス感染症のワクチンをイランに提供してきており、経済制裁という制約がありながらも、新型コロナ対策を含む保健・医療、環境、防災等イラン国民が直接裨益する分野での支援を継続した。

(令和2・3・4年度：中東地域(湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン)の平和と安定の実現に向けた外交努力(達成手段②))

【測定指標1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *】

シリア危機が長期化し、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略を受けた物価の高騰、令和5年2月に発生したトルコ南東部を震源地とする地震等が人道状況の悪化に拍車をかける中、シリア及び難民の受入先となっている周辺国に対する人道支援を継続して実施することは国際社会の一員としての責務といえる。国際社会と緊密に連携しながら、人道支援を着実に実施することで周辺国の負担の緩和につながり、関係国からも高い評価を得ている。

イエメンに対しては、令和4年4月、国連の仲介による約6年ぶりのイエメン全土での停戦及び大統領指導評議会の設立を含む政府の改革等の和平実現に向けた新たな機運が生まれたことを受けて、WFPを通じた緊急支援を機動的に行い、同国の緊急の人道ニーズに対応するとともに国連の仲介努力によって実現した停戦合意を支える取組を行ったことが関係国から高い評価を得たことは、中東諸国の安定化支援に向けた効果的支援として有益であった。

(令和2・3・4年度：中東地域(湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン)の平和と安定の実現に向けた外交努力(達成手段②))

【測定指標1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数 *】

新型コロナ感染拡大による制約の中ではあったが、測定指標1-1で挙げた首脳レベルの接点に加え、閣僚級以下の要人往来についても活発であり、令和3年に茂木外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問した他、電話会談や国際会議等の機会を捉えてハイレベルの会談を行った。これによりイスラエル・パレスチナ双方と様々なレベルで緊密なコミュニケーションをとることができた。

我が国によるこれまでの息の長い支援や、中立的な外交の積み重ねによって得られた我が国に対する信頼が功を奏していると考えられる。

(令和2・3・4年度：中東和平に向けた働きかけ(達成手段①))

【測定指標1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD等) *】

新型コロナ感染拡大による制約の中ではあったが、令和4年度には「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合で合意されていた(アレンビー／キング・フセイン橋経由の)物流の改善に関する実務者級会合(於：ジェリコ)を初めて開催することができ、イスラエル・パレスチナ、ヨルダン、日本の間で物流改善策に関する有意義な議論ができた。この他、CEAPADの実務レベルのオンライン会合を実施でき、メンバー国のパレスチナ支援に対するモメンタムを高めることができた。また、対面で開催されたMEDRC理事会(於：マスカット)に理事国として参加し、日本のプレゼンスを示すことができた。

この他、パレスチナ支援調整委員会(AHLC)閣僚級オンライン会合に鈴木副大臣が出席(令和2年度)し、同ハイブリッド会合(於：オスロ)に本田大臣政務官がビデオ・メッセージを寄せた(令和3年度)。

(令和2・3・4年度：中東和平に向けた働きかけ(達成手段①)、中東淡水化研究センター拠出金(達成手段⑤))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

地政学上の要衝に位置する中東地域は、世界のエネルギーの供給地として重要であるほか、市場としても高い潜在性を有している。令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略を受け、エネルギー価格が高騰し、エネルギー市場の安定化に向けた湾岸産油・産ガス国の役割に関心が集まっている。同時に中東地域は歴史的に様々な紛争や対立が存在し、今も多くの不安定要因・課題を抱えている。

中東和平問題は、約70年にわたって続く地域の中核的課題の一つであり、我が国としても国際社会

の責任ある一員として引き続き関与を継続するべき課題である。また近年は「平和と繁栄の回廊」構想や CEAPAD といった我が国独自の取組が認知されてきており、こうした取組を通じて国際社会における我が国の地位を向上させていくことは重要である。

また、近年イランを巡り地域の緊張が高まる中、イランを巡る諸問題の解決には、イランの建設的な行動を促すためにも、国際社会との協力強化と同時に、イランとの対話を通じて、イランとの関係を維持することが重要であり、我が国としては、その観点から中東地域の緊張緩和と情勢の安定化に向けた独自の外交努力を実施する必要がある。

更に、平成 23（2011）年に始まった「アラブの春」以降の政治的混乱も各地で継続している。シリアにおける内戦も収束せず地域全体の安定に大きな影響を及ぼしているほか、イエメンにおいても厳しい治安、人道状況が継続している。アフガニスタンでは令和 3 年 8 月のタリバーンによるカブール制圧以降、深刻な人権・人道状況の更なる悪化が懸念されるとともに、包摂的政治体制の構築に向けた動きも見られていない。

こうした中、中東地域の安定化に向けた働きかけについてその取組の進捗を測定していくことは、中東地域における我が国の国際的立場及び発言力を強化していく上で重要であり、引き続き現在の施策目標を維持して取組を進めていくこととする。

【測定指標】

1－1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 *

イスラエル・パレスチナ間では、直接交渉がなされない状態が続いており、まずは「二国家解決」に向けた双方による対話を促すことが課題である。我が国としては、国際社会と共に両当事者の対話再開に向けた環境作りに貢献するとともに、引き続き働きかけを行う。また、「平和と繁栄の回廊」構想等の独自の取組を通じ、関係者間の信頼醸成と、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるための経済協力を継続する。

1－2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 *

1 イラク

イラクは中東の平和と安定の要であり、暴力的過激主義の再興を許さない安定的な発展を実現することが必要である。スーダーニー政権は、汚職対策を最優先課題とし、経済改革、治安セクター強化、雇用創出、女性のエンパワーメント等を重点政策として掲げている。このようなイラク政府の国内改革の取組を長期的に支えることは、イラクの復興だけでなく、地域の安定に資するものである。

また、地域の安定化、緊張緩和及び信頼醸成において積極的な役割を果たそうとするイラク外交の姿勢を評価することは、イラクの国内安定においても重要である。

我が国は引き続き、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じたイラク自身の復興及び発展のための自助努力を支援し、我が方要人とイラク側要人との会談の機会を活性化させていく。

2 アフガニスタン

アフガニスタンについては、令和 3 年 8 月のタリバーンによるカブール制圧により大きな情勢変更があり、現地情勢は引き続き予断できない状況にあるが、そのなかでも「アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進する」という中期目標は、その方向性として直ちに影響を受けるものではない。アフガニスタンの安定は地域及び国際社会の安定にとって極めて重要であるとの認識は多くの国が共有するところであり、アフガニスタンを再びテロの温床としないという観点からも、引き続き同中期目標の達成に向けて取り組む必要がある。そうした観点から、我が国は引き続き国際社会と連携しつつ、食料、保健、栄養、教育、生活向上等の分野における支援を継続的に実施しつつ、タリバーン幹部に対し、全てのアフガン人の人権尊重、テロとの決別、包摂的政治体制の構築等を直接働きかける。

1－3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し *

イランの核合意は重要な課題であるが、イランを巡っては、この他にも様々な問題が存在しているが、これらの問題解決に向けて、まずはイランと欧米を始めとした国際社会や地域諸国との信頼醸成を構築する必要がある。イランとの伝統的友好関係を有し、欧米諸国や地域諸国とも友好関係にある日本として信頼情勢を押し進める役割を模索すべく、測定指標の名称を「イランとの二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し」に変更する。

イランの核問題や中東地域情勢には、欧米諸国に加え、地域諸国等多数のプレーヤーが関与するため、日本の外交努力のみでは解決できない事項も多い。そうした中でも、イランと長年の良好な関係を有する日本は、欧米諸国や地域諸国との間で橋渡しとしての役割を担い、問題解決に貢献することも

可能であるため、引き続き、ハイレベル含めたイランやG 7を始めとした関係各国、また地域諸国との対話及び協力の推進が必要である。

1－4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *

引き続き、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。資源に乏しい国・地域における、原油価格や食糧価格の高騰を受けた人道状況の更なる悪化を踏まえ、機動的かつ効果的な緊急支援も視野に入れつつ、同地域の自立の促進支援を適時適切に国際機関等との連携を図って実施していく。

1－5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数 *

引き続き往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえ、中東和平関係各国との協力関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指すことを目標とする。往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた中東諸国との関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指す。

1－6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD 等) *

パレスチナの政治・経済状況が厳しさを一層増す中、我が国としても引き続き関連会議への出席を通じ積極的な関与を継続することで、引き続き国際社会における責任ある立場を示す。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
- 第2回日アラブ政治対話（結果概要）（令和3年4月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009035.htm 1)
- パレスチナ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/index.html>)
- イスラエル
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/israel/index.html>)
- 高木外務大臣政務官のイラク訪問（結果）（令和4年11月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/iq/page3_003513.html)
- 日・イラン首脳会談（令和4年9月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/ir/page3_003442.html)
- 林外務大臣とオウジ・イラン石油大臣との会談（令和4年9月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000935.html)
- 茂木外務大臣のイラン訪問（令和3年8月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/ir/page1_001038.html)
- G7 外相会合（令和4年11月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page3_003505.html)
- イエメンにおける食料危機に対する緊急無償資金協力（令和4年5月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000810.html)
- イエメン共和国に対する無償資金協力「アデン港における効率性改善計画」に関する書簡の交換（令和4年9月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001053.html)

個別分野 2 中東諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
- 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
- 3 湾岸協力理事会(GCC)諸国側の経済・社会改革を後押しするとともに、エネルギー分野にとどまらない重層的な経済関係の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第1回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成29年9月11日）
- ・第14回マナーマ対話における河野外務大臣スピーチ（平成30年10月27日）
- ・第15回マナーマ対話における鈴木馨祐外務副大臣スピーチ（令和元年11月24日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標 2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 *

中期目標（--年度）

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 茂木外務大臣は10月にサウジアラビアとクウェートを、12月にチュニジアをそれぞれ訪問した。サウジアラビアでは、ファイサル外相及びアブドルアジーズ・エネルギー相とそれぞれ会談し、「日・サウジ・ビジョン2030」の枠組みの下、引き続き幅広い分野で両国の戦略的パートナーシップを一層強化していくことで一致した。クウェートでは、サバーハ前首長薨去を受けてナッワフ新首長への弔問を行い、アフマド外相と会談し、両国間の関係を発展させていくことで一致した。チュニジアではサイード大統領、ムシーシー首相、ナフティ国務長官とそれぞれ会談し、令和4（2022）年にチュニジアで開催予定のTICAD8に向けた連携を確認するとともに、経済分野を含む二国間関係の一層の発展と地域の平和と安定に向けて取り組むことを確認した。

2 令和3年3月、「第四回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」をオンライン形式にて開催し、中東アフリカ地域9か国から14名、日本から4名の専門家の参加を得て、令和3年度末に政策提言の形にまとめる方向で一致した。同月、講師派遣事業（オンライン形式）の枠組みで、バーレーンにて、日本の有識者による「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）」に関する講演を実施した。

令和3年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来や電話会談によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 8月に茂木外務大臣が中東8か国・地域を歴訪し（イラク訪問は15年ぶり）、急変したアフガニスタン情勢、中東和平、イラン核問題等に関し、地域の安定に向けた緊密な連携を確認した。大統領就任直後のイランでは、主要先進国・アジアの要人として最初にライースィ大統領を始めとした新政権の閣僚等と会談し、日本とイランの伝統的な友好関係を今後も強化していくことを確認した。また、核合意の遵守への復帰を働きかけ、中東地域の緊張緩和と情勢安定化に向けて、地域の大国として貢献するよう、働きかけを行った。イラクでは、サーレハ大統領、カーズィミー首相、フセイン外相とそれぞれ会談し、イラクの平和と安定の実現に向けて、日本が支援を継続していく姿勢を改めて強調した。また、地域の緊張緩和に向けた協力を確認するとともに、日本企業の進出を後押しするため、安全確保・環境整備等に向けた働きかけを行った。カタールでは、ムハンマド外相と会談し、2021

年という日・カタール外交関係樹立 50 周年を迎える節目の年に、両国間の「包括的パートナーシップ」を深化する旨確認した。また、二国間関係について意見交換を行い、エネルギー分野に留まらない幅広い分野での交流・協力を促進し、良好な関係を一層発展させていくことで一致した。

2 令和 4 年 3 月、「第五回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」をオンライン形式にて開催し、中東アフリカ地域 6 か国から 13 名、日本から 7 の専門家の参加を得て、3 日間にわたり、「対抗思想」「帰還者の処遇」「女性」のテーマに基づき、暴力的過激主義対策における日本の役割について議論を行った。講師派遣事業（オンライン形式）の枠組みでは、イラン、サウジアラビア、バーレーンにて合計 4 回の日本人有識者による講演を実施した。また、内外発信のための多層的ネットワーク構築事業（オンライン形式）の枠組みでは、サウジアラビアの有識者と日本人有識者複数名との間で、今後の日サウジアラビア協力に向けた意見交換会を 2 日間にわたり実施した。

令和 4 年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来や電話会談によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 令和 4 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略以降、日本を含む国際社会の注目がウクライナ情勢に集まる中でも、政府ハイレベルでの中東・北アフリカ諸国との対話・関係強化を粛々と遂行した。8 月の TICAD 8 においては、林外務大臣が主催国チュニジアを訪問し、サイド大統領やジェランディ外相との会談を行い、中東・北アフリカ地域のハブに位置する重要国であるチュニジアとの二国間関係を深化することができ、当該機会に日チュニジア首脳共同声明を発出し、政治、経済、開発協力等様々な分野で更なる協力を確認した。さらに岸田総理大臣も TICAD 8 の機会にチュニジアに加え、リビア、エジプトといった北アフリカ各国首脳と電話会談を行い、これらの国との二国間関係の更なる強化について、首脳間で確認した。さらには、9 月の国連総会において林外務大臣がヨルダン、エジプトと外相会談を行い、同月の故安倍晋三葬儀ではヨルダン国王、モロッコ、バーレーン、UAE、パレスチナから首脳級が、トルコ、クウェート、サウジアラビア、バーレーン等から閣僚級が訪日し、それぞれ岸田総理大臣・林外務大臣との間で会談を行った。また令和 5 年 2 月には、高木外務大臣政務官がイスラエル及びパレスチナを訪問し、イスラエルのコーヘン外相、パレスチナのアッバース大統領、アブー・アムロ副首相と会談し、ハイレベルでの対話を行った。加えて、ウクライナ情勢を受けてエネルギー市場が不安定化する中、湾岸諸国に対しては、電話会談も含め政務レベルで総計 38 回の会談を行い、国際原油市場の安定化に向けたハイレベルでの働きかけを繰り返し行った。また、12 月には、山田外務副大臣がアルジェリア及びモロッコを訪問し、二国間経済関係強化の重要性を確認した。このように、本年度を通じて、多数の地域国との要人往来や電話会談を行うことにより、これらの国との二国間関係を強化できたほか、中東和平やエネルギー市場の安定化という国際社会の主要課題に対して日本独自の貢献を行うことにも奏功している。

2 令和 5 年 2 月、中東・北アフリカ諸国から 6 名を招へいし、「中東・北アフリカ地域からの親日派・知日派招へい」を開催し、日本人有識者等と意見交換を行ったり京都・広島を訪問する等して、日本の政治・社会・文化等に関する理解を深めた。令和 5 年 3 月、中東諸国から 3 名を招へいして「第六回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」を開催し、京都・広島を訪問したほか、ハイブリッド形式で中東・北アフリカ諸国 4 か国から 5 名、日本から 5 名の参加を得て、「対抗思想」をテーマとして、暴力的過激主義対策における日本の役割について議論を行った。講師派遣事業の枠組みでは、令和 5 年 1 月にエジプトにて、同 3 月にイランにて日本人有識者による講演を実施した。また、内外発信のための多層的ネットワーク構築事業の枠組みでは、令和 4 年 10 月にはアルジェリア、令和 5 年 1 月にはエジプト、令和 5 年 2 月にはイラン及びクウェートの有識者を招へいし、日本人有識者複数名との間で、今後の日本との協力に向けた意見交換会をそれぞれ実施した。

3 令和 4 年は UAE、オマーン、バーレーンそれぞれと外交関係樹立 50 周年の節目を迎えた。UAE とは 12 月のジャパン・フェスティバルをはじめ 50 回以上の記念事業を実施した。オマーンとは、令和 4 年 3 月に実施した宝生流の能楽公演に続き、11 月の陸上自衛隊西部方面音楽隊等による自衛隊音楽隊初の中東公演等、11 回の記念事業を実施した。バーレーンとは、2 年連続の日本映画祭、10 月の和太鼓講演等、4 回の記念事業を実施した。また、3 か国合同の事業として、令和 5 年 1 月に記念シンポジウム、3 月に文化イベントを日本で開催した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 *

中期目標（--年度）

中東諸国との経済関係を強化すべく、日・トルコ EPA、日・トルコ社会保障協定等、各種経済条約の早期締結に向け交渉を促進する。

令和 2 年度目標

- 1 日・トルコ EPA、日・トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。
- 2 アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・トルコ EPA、日・トルコ社会保障協定
 - ・日・トルコ EPA
テレビ会議や電話会談等を通じて協議を実施し、交渉妥結に向け、調整を継続した。
 - ・日・トルコ社会保障協定
10 月に第 6 回政府間交渉（オンライン方式）を実施した。交渉は最終段階にあり、次回の協議を対面式で行うべく、調整を継続している。
- 2 それぞれの協定・条約
 - ・アルジェリアとの投資協定及び租税条約
政府間交渉を実施すべく、調整を継続している。
 - ・チュニジアとの投資協定
平成 30 年 12 月の日・チュニジア外相会談において、交渉を早期に開始することを確認し、正式交渉開始に向け調整を継続している。
 - ・バーレーンとの投資協定
政府間交渉を実施すべく、調整を継続している。
 - ・カタールとの投資協定
平成 29 年 4 月の第 3 回交渉会合以降、事務方レベルにて交渉を実施しているが、主要産業であるエネルギー分野の取扱いについて合意できておらず、交渉を継続している。
 - ・チュニジアとの租税条約
6 月に非公式協議（オンライン方式）を行い、調整を継続している。
- 3 その他特記事項
 - ・UAE との投資協定
平成 30 年 4 月に署名された日 UAE 投資協定が 8 月に効力発効した。

令和 3 年度目標

- 1 日・トルコ EPA 及び日・トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を更に加速させる。
- 2 アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・トルコ社会保障協定
EPA 及び社会保障協定については、8 月の外相電話会談及び 12 月の首脳電話会談において、早期妥結に向け協力を一層強化することが確認された。なお、日・トルコ EPA については、経済局経済連携課に主管が変更になった。
- 2 それぞれの協定・条約
 - ・アルジェリアとの投資協定及び租税条約
政府間交渉を実施すべく、調整を継続した。
 - ・チュニジアとの投資協定及び租税条約
令和 2 年 12 月の茂木外務大臣とチュニジア首相の会談において、早期締結の重要性を確認し、交渉開始に向け調整を継続した。
 - ・バーレーンとの投資協定

令和4年2月28日に「第5回交渉会合」を実施し、実質合意。令和4年度は、日・バーレーン外交関係樹立50周年でもあるため、本年中の署名を予定。

・カタールとの投資協定

8月の第1回外相間戦略対話を通じて協議の加速化を要請した。

令和4年度目標

- 1 日・トルコ社会保障協定の早期締結に向け交渉を更に加速させる。
- 2 アルジェリア、チュニジア及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア、チュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。
- 3 日・バーレーン投資協定の早期署名。

施策の進捗状況・実績

1 日・トルコ社会保障協定

5月30日及び31日に第7回政府間交渉（オンライン）を開催し、続く11月23日及び24日には対面で第8回政府間交渉（於：トルコ）を開催した。トルコ側からも多くの専門家が出席し、残された論点を明らかにし、今後も協議を継続していくことで一致した。

2 それぞれの協定・条約

・アルジェリアとの投資協定及び租税条約

租税条約については、6月に第1回政府間交渉（於：東京）を開催し、実施合意に達し、令和5年2月8日に署名に至った。現在、両国において発効に向けた国内手続きを進めている。投資協定については、政府間交渉を実施すべく、引き続き調整を行った。

・チュニジアとの投資協定及び租税条約

8月26日に発出された日・チュニジア首脳共同声明において、両首脳は、二国間投資協定の締結に向けた議論の進展を歓迎するとともに、議論を加速化させることで一致した。また、租税条約については、12月に財務当局間の非公式協議を開催し、締結に向けた調整を継続した。

・カタールとの投資協定

事務方レベルにて交渉を実施し、非公式協議を通して双方が合意できる妥協点を見出すための働きかけを継続した。

3 日・バーレーン投資協定

6月の本田政務官のバーレーン訪問時に、「投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定」（日・バーレーン投資協定）の署名が行われ、国会での早期締結及び発効に向け準備を行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標2-3 中東地域産油国(特にGCC諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施 *

中期目標（一年度）

1 湾岸諸国(GCC諸国)

エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。

2 イラク

イラクとの経済関係の強化を図る。

令和2年度目標

1 湾岸諸国（GCC諸国）

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献すべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2 イラク

日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 湾岸諸国（GCC諸国）

(1) 新型コロナによる影響はあったが、茂木外務大臣のサウジアラビア及びクウェート訪問(10月)に加え、首脳・外相レベル等の電話会談等(日・サウジアラビア首脳級(11月)、日・UAE首脳級(12月)、日・カタール外相(4月)、日・クウェート外相(4月)、日・サウジアラビア外相(7月及び9月)、日・UAE外相(7月)、日・オマーン副外相級(6月)、日・UAE局長(9月)、日・バーレーン局長(10月))を通じ、エネルギーにとどまらない幅広い分野における協力を確認した。また、「日・サウジ・ビジョン2030」閣僚会合とビジネス・フォーラムをオンラインで開催し(12月)、両国企業間の関係を強化した。

(2) 官民一体となった働き掛けの結果、UAEにおける海上油田の試掘権、サウジアラビアにおける海淡水供給パイプライン監視システム、カタールにおける太陽光発電システムなどの受注が認められた。

2 イラク

令和2年1月以降、米国とイランの対立を背景に地域の緊張が高まり、在留邦人がイラク国外へ退避した後、新型コロナ感染症対策のためにイラク政府は日本からの入国を原則禁止にしたため、イラクで事業を行っていた日本企業はイラクに戻るができなくなった。その間、在イラク日本大使館は、イラク政府と日本企業との間の調整を支援した。また、在イラク日本大使館の働き掛けによって、JICA及びプロジェクトに従事する企業のイラク入国が認められるようになった。

令和3年2月には、中東協力センターの協力を得て、オンライン形式でのイラク石油相のビジネスセミナーでの講演や石油相と日本企業との面談を実施した。

令和3年度目標

1 湾岸諸国(GCC諸国)

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2 イラク

日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 湾岸諸国(GCC諸国)

(1) 新型コロナによる影響はあったが、茂木外務大臣のカタール訪問(8月)や国連総会時における日・カタール外相会談(9月)、林外務大臣のUAE訪問の際の外相及び産業・先端技術相との会談(令和4年3月)に加え、首脳・外相レベル等の電話会談等(日・サウジアラビア首脳級(同2月・3月)、日・UAE外相級(9月)、日・クウェート外相(8月、10月)、日・サウジアラビア外相級(令和4年2月)、日・サウジアラビア外務副大臣級(9月))を通じ、エネルギーにとどまらない幅広い分野における協力を確認した。また、「日・サウジ・ビジョン2030」閣僚会合の事務レベル作業部会(SG)会合をオンラインで開催し(7月)、次回の閣僚級会合に向けて両国間の協力案件の更なる推進に向けて協議した。

(2) 官民一体となった働き掛けの結果、ドバイ・メトロの運航・保守業務(三菱重工業、三菱商事)、サウジアラビア・エジプト間の高圧直流送電事業(日立ABB)などの受注が認められた。

2 イラク

8月の茂木外務大臣のイラク訪問時、カーズィミー首相に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等の働きかけを実施した。

令和4年度目標

1 湾岸諸国(GCC諸国)

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展及び諸改革に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2 イラク

日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 湾岸諸国(GCC諸国)

サウジアラビアについては、「日・サウジ・ビジョン 2030」の下で引き続き包括的な協力を実施した。11月に日本側から西村経済産業大臣及び山田外務副大臣、サウジ側からファーレフ投資大臣が出席して、東京で第6回閣僚級会合を開催した。具体化しつつある85以上の案件の着実な進展と本件枠組への継続的なコミットメントを確認するとともに、協力分野を一層拡大すべく引き続き連携することによって一致した。

UAEとの間では、9月に閣僚級で「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）」の枠組み文書に署名した。本枠組みの下で設置される5つの小委員会の立ち上げに向け、今後事務レベルで協力案件を具体化していくため両国の担当者間で連絡先等を交換した。

カタールとの間では、6月に両国間の合同委員会を発展させた外相間戦略対話の立ち上げで合意し、令和5年1月のムハンマド・カタール外相の訪日に先立ち、同月に新たな枠組みの下でビジネス環境整備・投資促進作業部会の最初の会合が開催された。

2 イラク

11月、高木政務官はイラク訪問の機会に第46回バグダッド国際見本市へ出席した。同見本市には日本企業17社が出展した。また、高木政務官は、同国訪問中にスーダーニー首相との会談において、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等の働きかけを実施した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等) *

	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・ 3・4年 度目標の 達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	6	4	6	4	6	4	

測定指標2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数 *

(我が 国及び 相手国 とも「政 務」レベ ル以上 (我が 国政府 代表は 含まず))	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・ 3・4年 度目標の 達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	3 (首脳・外相間の電話会談等は23回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	11 (首脳・外相間の電話会談等は26回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	34 (首脳・外相間の電話会談等は74回)	

測定指標2-6 経済条約の締結数 *

	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・ 3・4年 度目標の 達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	3	1	2	0	2	0	

評価結果(個別分野2)

施策の分析

【測定指標 2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 ＊】

- 1 令和2年度から令和4年度にかけての間、コロナ禍という制約にも関わらず、オンラインでのハイレベルの会談も効果的に活用することで、多くの地域各国との関係強化を実現することができた。特に令和4年8月の林外務大臣による TICAD8 開催国チュニジアの訪問や TICAD8 の際の岸田総理の域内諸国首脳との電話会談、そして令和4年9月の故安倍晋三国葬儀において、首脳級を含め、他の地域と比較しても多くのハイレベルの参列を実現できたことは、これまでの効果的な対中東外交の取組の賜物と評価できると同時に、今後の更なる交流の深化へとつなげていく上での重要な機会となった。（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)）
- 2 令和3年度はカタールとの外交関係樹立 50 周年、クウェートとの外交関係樹立 60 周年、令和4年度はアラブ首長国連邦、オマーン、バーレーンとの外交関係樹立 50 周年をむかえ、日本及び各国で記念交流イベントが行われ、中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化に大いに寄与した。令和5年3月の「第六回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」は、過去2年間はオンラインによる実施だったが、3年ぶりに専門家を招へいして実施された。実際に訪日し、日本について知見を深めたことで、暴力的過激主義対策の分野で日本が果たすべき役割を考える上で、より有意義な議論をすることができた。（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)、中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業（達成手段③））

【測定指標 2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 ＊】

新型コロナウイルス感染拡大による制約がある中でも、日 UAE 投資協定の発効のほか、日アルジェリア租税条約及び日バーレーン投資協定の署名など、中東・北アフリカ諸国との自由貿易協定、投資協定等の交渉が着実に進んでいる。またこれを背景として、今後、従来のエネルギー分野に加え物品・サービス貿易や投資分野についても経済関係が強化されることが期待される。日カタール投資協定については、早期の交渉妥結を目指すために主要な論点を改めてレビューすることで一致した。日トルコ社会保障協定についても、交渉を継続した。（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)）

【測定指標 2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施 ＊】

令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルスによる影響はあったものの、湾岸諸国（GCC 諸国）については、サウジアラビア、UAE、カタールといった我が国への主要なエネルギー供給国との間で、協力枠組の強化及び既存枠組の下での具体的案件の拡充が図られ、大きな成果が得られた。具体的には、サウジアラビアとの間で「日・サウジ・ビジョン 2030」の枠組みの下で、平成28年以来、85以上のイニシアティブが官民により実施されており、両国の戦略的パートナーシップの強化が進んでいると評価できる。UAE との間では、「包括的戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (CSPI)」の本格始動に向け、5つの下部委員会の設置で双方が合意し、委員会毎に実務レベルのチャンネルを設定したことで、両国の戦略的パートナーシップが強化されている。カタールとの間でも、二国間の対話枠組みを再編し、令和3年に第一回会合が開催された外相間戦略対話の下に、従来別建てであった政策対話とビジネス環境整備・投資作業部会を統合し、両分野の有機的な連携を図る体制が整ったため、両国の包括的パートナーシップが発展していると評価できる。令和4年半ば以降は、新型コロナウイルスの感染拡大のため途絶えていた人的交流が再開されたことも大きな後押しとなった。

イラクについては、令和4年で第46回目を迎えた歴史ある国際見本市が4年ぶりに開催され、高木政務官がジャパン・デーで開会挨拶及びテープカットを行い、日本企業17社が出展したことは、コロナ禍で中断した人的交流の再開及び強化の象徴的なイベントとなった。日本の高い技術力をイラクの官民に紹介する有益な機会ともなった。

（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)）

【測定指標 2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等) ＊】

過去3年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人の往来が著しく制約されていたが、徐々にハイレベルの要人往来に加えて研究者や実務家等の草の根レベルの招へいによって多層的な人的交流が再開されつつある。本測定指標においては、新型コロナウイルス感染拡大後も従来の目標値を維持したが、オンラインも活用して一定数の事業を実施し、中東諸国との関係強化を進めることができた。

【測定指標 2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数 ＊】

令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が限定されていたが、令和

3年度には8月の茂木外務大臣の中東8か国・地域の歴訪をはじめとして要人往来が徐々に再開し、令和4年度には8月に TICAD8、9月に故安倍晋三国葬儀と、日本国内で開催されるものを含め大規模国際会議やイベントがあり、首脳・閣僚レベルの往来が多数実現した。3年間の往来数としては前回評価時に比べ低下しているが、それは新型コロナウイルス感染症の影響によるものであり、令和4年度の往来数だけで見れば、前回評価時と同程度の水準に達している。（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)）

【測定指標2－6 経済条約の締結数 ＊】

新型コロナ情勢下による制約もあり、定量的には目標値を下回ることになったが、中東・北アフリカ諸国とは、商習慣や文化的・社会的慣習の違いに留意しながら EPA、社会保障協定、投資協定等の様々な形式で経済関係を強化するための協定締結に向けた協議が着実に実施されており、要人往来等の機会を捉え署名に至っている。締結数ゼロの年度であっても、協議そのものは締結すなわち目標の達成に向けて着実に進められている。（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)）

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

中東和平問題や湾岸地域をめぐる緊張など中東・北アフリカ地域における諸課題に我が国が一層効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、各国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。また、ロシアのウクライナ侵攻等の影響でエネルギー価格が高騰する中、エネルギー確保の観点からもこの地域は我が国にとって非常に重要であり、中長期的に安定した関係を維持する必要がある。

他方、米国の対イラン制裁の影響で、現在イランからの原油輸入量はゼロとなっているため、現在の施策目標におけるイランへの言及を削除する。他方、その他の部分については妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2－1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 ＊

対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的観点から、引き続き重要であり、これまでの目標は適切であった。今後とも、中東・イスラム諸国との相互理解の深化のためこれらの取組を継続していく。今後は、コロナ禍の制約が緩和される中で、日本からの往訪も含め、首脳、外相級の対面での往来を更に活発化させていくことが求められる。

2－2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 ＊

各種経済条約の締結に向け交渉を促進するという目標は、トルコ、アルジェリア、チュニジア、カタール、バーレーン等の投資協定等各種経済条約の進展からも分かるように、適切であった。今後とも、中東諸国との経済関係強化のため、これらの取組を継続していく。署名済みの協定（アルジェリア、バーレーン）については、国会の承認が得られれば、発効に向けた手続きを遅滞なく進める。未署名の条約・協定については、各交渉における論点の状況を見極めつつ、妥結の可能性が高い案件を優先して交渉を継続する。また、日 GCC・FTA に対しては交渉の再開に向けた関連情報の収集、関係国との意見交換・調整を行っていく。

2－3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施 ＊

ロシアのウクライナ侵攻等の影響でエネルギー価格が高騰する中、我が国へのエネルギーの安定供給に引き続きコミットしている湾岸産油国との関係は、従来以上に重要性を増している。かかる中で湾岸諸国(GCC 諸国)とのエネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で互惠関係を強化するとともに、イラクとの経済関係の強化を図ることが一層求められており、本中期目標を維持し、引き続き成果を追及する必要がある。湾岸諸国との各協力枠組（サウジとの「日・サウジ・ビジョン 2030」、UAE との「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (CSPI)」、カタールとの間の「外相間戦略対話」）における事務レベルの下部組織（作業部会、小委員会等）の会合開催や具体化した協力案件を拡充させていくことが令和5年度以降の重要な目標であり、引き続き取組を継続していく。バーレーン、オマーン、クウェートとの関係では二国間協力枠組の整備が引き続き目標となっている。

2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等) *

中東和平問題やシリア危機等により効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、中東諸国との関係強化に係る各種事業を通じ積極的な対話・交流を行うことが必要である。今回評価期間においては、新型コロナの制約もあって年間6回の目標値を下回ることになったが、現在の目標水準は中東諸国からの理解と支持を得る上で妥当であり、今後も同目標水準を維持し、その達成に向けて事業を実施していく。

2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数 *

中東諸国との関係強化において要人往来数の進捗を測定していくことは有益であり、新型コロナの制約下にあっても、中東諸国との関係強化を図るべく、電話会談等を含めた・要人往来を様々なレベルで実施することができた。令和5年度においては新型コロナウイルスによる制約も相当程度緩和されることが見込まれることから、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた中東諸国との関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指すとともに、引き続き要人往来のみならずテレビ会議等の活用により中東諸国との関係強化の方途を摸索する。

2-6 経済条約の締結数 *

「新型コロナ情勢下による制約もあり、定量的には目標値を下回ることになったが、エネルギーの確保や中東の市場における日本企業の活躍は我が国にとって重要な課題であり、その後押しとなる経済条約の締結は引き続き求められるため、今後も必要な水準の締結数を目指す。なお、本測定指標においては、経済条約の締結に向けた進展を測定するため、発効数と署名数の双方をカウントしているところ、計測方法をより明確化するため、測定指標名を「経済条約の締結に向けた進展（署名及び発効数）」に変更する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

「日・イラン首脳会談」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/ir/page3_003442.html)

「高木外務大臣政務官のイラク訪問(結果)」(令和4年11月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/iq/page3_003513.html)

「岸田総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子の電話会談」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/sa/page3_003435.html)

「日・サウジアラビア外相会談」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001060.html)

「日・アラブ首長国連邦首脳電話会談」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/ae/page6_000740.html)

「林外務大臣とスルターン・アル・ジャーベル・アラブ首長国連邦産業・先端技術大臣兼日本担当特使兼アブダビ国営石油会社 CEO の会談及び「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブの実施に関する共同宣言」署名式」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000936.html)

「日・オマーン外相会談」(令和5年3月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/om/page6_000816.html)

「日・バーレーン首脳会談」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/bh/page1_001329.html)

「第2回日・カタール外相間戦略対話」(令和5年1月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001405.html)

「岸田総理大臣とミシュアル・クウェート皇太子の電話会談」(令和4年12月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/kw/page4_005723.html)

日・バーレーン投資協定の署名(令和4年6月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000862.html)

投資協定締結に向けた動き 中東

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25_001668.html)

投資協定締結に向けた動き アフリカ

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25_001669.html)